

II 用語等の解説

1 事業所数

調査日（活動調査：平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在の数値である。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

2 従業者数

調査日（活動調査：平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在で当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。

- (1) 有給役員とは、法人の取締役、理事などで役員報酬を受けている者をいう。
- (2) 正社員・正職員とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を決めて雇用されている者のうち、一般に正社員・正職員として処遇されている者をいう。
なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者は、こちらに含まれる。
- (3) パート・アルバイトとは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を決めて雇用されている者のうち、一般に正社員・正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」、又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。
- (4) 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。
- (5) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

3 現金給与総額

平成27年の1年間に、常用労働者のうち常用雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額等をいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

4 原材料使用額等

平成27年の1年間に、製造加工のために使用した原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- (1) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。
また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

- (2) 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
- (3) 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- (4) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- (5) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- (6) 転売した商品の仕入額とは、平成27年の1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

5 製造品出荷額等

平成27年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

なお、1事業所当たり及び従業者1人当たりの製造品出荷額等は、消費税等内国消費税額を控除した数値である。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- (1) 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷額に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）
- (2) 加工賃収入額とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (3) その他の収入額とは、上記(1)及び(2)以外（例えば、転売収入（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

6 製造品在庫額等

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

7 有形固定資産

有形固定資産の額は、平成27年の1年間における数値であり、帳簿価額による。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- (1) 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等
- (2) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

(4) 有形固定資産の投資総額の算式は以下のとおり。
投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

8 リース契約による契約額及び支払額

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(1) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

(2) リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成27年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

(3) リース支払額とは、平成27年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成27年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

9 生産額

※個人経営調査票による調査分を含まない。

下記算式により算出している。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額計} + \text{加工賃収入額計} + \text{年末在庫額（製造品＋半製品）} \\ - \text{年初在庫額（製造品＋半製品）}$$

10 付加価値額（粗付加価値額）

※個人経営調査票による調査分を含まない。

下記算式により算出している。

(1) 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} \\ + \text{年末在庫額（製造品＋半製品）} - \text{年初在庫額（製造品＋半製品）} \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \\ - \text{（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}$$

(2) 従業者29人以下

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{原材料使用額等} \\ - \text{（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}$$

※「消費税を除く内国消費税額」は酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。

※「推計消費税額」は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

11 工業用地（事業所敷地面積）

平成27年12月31日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

12 工業用水（水源別用水量）

(1) 淡水

- ア 公共水道----- 都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。
- a 工業用水道--- 飲用に適さない工業用水を供給するもの。
- b 上水道----- 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。
- イ 井戸水----- 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
- ウ その他の淡水--- ア、イ、エ以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。
- エ 回収水----- 事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用した水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

(2) 海水

海水及び河川のうち、常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

13 各種算式

$$\text{原材料率（％）} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + \text{年末在庫額（製造品＋半製品）} - \text{一年初在庫額（製造品＋半製品）} - \text{（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}} \times 100$$

$$\text{付加価値率（％）} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + \text{年末在庫額（製造品＋半製品）} - \text{一年初在庫額（製造品＋半製品）} - \text{（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}} \times 100$$

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + \text{年末在庫額（製造品＋半製品）} - \text{一年初在庫額（製造品＋半製品）} - \text{（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{労働分配率（％）} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$\text{製造品等在庫率（％）} = \frac{\text{年末在庫額（製造品＋半製品）}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

$$\text{原材料及び燃料在庫率（％）} = \frac{\text{年末原材料等在庫額}}{\text{原材料等使用額}} \times 100$$

14 産業中分類名

産業中分類名は次のように略称を用いた。

中分類番号	産業中分類名	略称	中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料	21	窯業・土石製品製造業	窯業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	23	非鉄金属製造業	非鉄
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24	金属製品製造業	金属
13	家具・装備品製造業	家具	25	はん用機械器具製造業	はん用
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・パ	26	生産用機械器具製造業	生産
15	印刷・同関連業	印刷	27	業務用機械器具製造業	業務
16	化学工業	化学	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17	石油製品・石炭製品製造業	石油	29	電気機械器具製造業	電気
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30	情報通信機械器具製造業	情報
19	ゴム製品製造業	ゴム	31	輸送用機械器具製造業	輸送
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32	その他の製造業	その他

※重化学工業 16、17、22～31

※軽工業 09～15、18～21、32

15 産業3類型

基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型に区分される業種は次のとおりである。

基礎素材型産業	12 木材、14 紙・パ、16 化学、17 石油、18 プラ、19 ゴム、 21 窯業、22 鉄鋼、23 非鉄、24 金属
加工組立型産業	25 はん用、26 生産、27 業務、28 電子、29 電気、30 情報 31 輸送
生活関連、その他型産業	09 食料、10 飲料、11 繊維、13 家具、15 印刷、20 皮革、 32 その他

16 地区（平成28年6月1日現在）

地区別集計に用いた地区は次の区分による。

- 県北地区 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
- 県中地区 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
- 県南地区 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
- 会津地区 会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
- 南会津地区 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
- 相双地区 相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
- いわき地区 いわき市